

第1章 資料収集調査

1. 資料収集調査の目的

戦後58年余を経過した現在においても、未だ旧軍飛行場用地問題が解決しない主な要因として戦禍による関係資料の滅失がある。

沖縄県は、昭和53年3月の『旧日本軍接收用地調査報告書』をまとめる際、旧地主への調査や各方面の開示資料を収集したが、今回、戦後処理事案として同問題の解決に向けて、改めて既存の資料を整理し、新たな資料の収集・調査を行うことにした。

また、今回の資料収集調査は、本委託業務の中に設置された「旧軍飛行場用地問題調査検討委員会」において旧軍飛行場用地問題を検証する際の資料に供することも目的にしている。

2. 調査の方法

調査は、県内外の資料の収集や文献調査、現地ヒアリング調査等とし、実施に際しては検討委員会の助言を踏まえて、調査対象や調査項目等を選定した。

調査の流れ（下表参照）として、まず、沖縄県が保有している資料や嘉手納裁判記録の収集、また、社団法人沖縄県対米請求権事業協会、社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会、財団法人郵便貯金住宅等事業協会、日本郵政公社沖縄事務所、沖縄県教育委員会等が発行した資料の収集を行った。

次に、旧軍飛行場用地問題に関する資料発掘のため、国立国会図書館や防衛庁防衛研究所図書館、財務省理財局国債課、財務省財務総合政策研究所、日本銀行那覇支店、みずほ銀行、鹿児島銀行等で調査を行うこととし、併せて関係者に対するヒアリング調査を実施した。

また、関係市町村が発行した市町村史の収集や県内の当時の状況に詳しい研究者に対し、ヒアリングを行った。

なお、沖縄県公文書館に保存されている資料等の収集については、沖縄県基地対策室が次の方法で収集・整理を行い、その成果の提供を受けた。

沖縄県基地対策室から提供されたUSCAR文書等について

沖縄県基地対策室は、沖縄県公文書館に所蔵されているUSCAR（琉球列島米国民政府）と米軍の公文書の中から、旧日本軍飛行場用地等に関連する書類を確認し、必要と思われる資料を収集した。

その方法として、未公開資料で沖縄県公文書館アメリカ駐在員から報告があったものを中心とした「旧日本軍」や「財産・土地問題」についての主題コードが付いているUSCAR文書、琉球大学所蔵USCAR法務局文書等を閲覧し、飛行場用地等の土地問題に関連すると思われる文書を収集した。その後、収集したUSCAR文書等は和訳（仮訳）し、その他の収集資料も含めて検討委員会に提供した。

3. 調査の流れ

既存資料の 収集・整理

調査期間：
平成 15 年
6 月 9 日～
平成 16 年 1 月

調査内容：

- ・ 沖縄県基地対策室から本委託業務の始動にあたっての業務概要の説明と県保有の関連資料一式を入手。
- ・ 沖縄県軍用地等地主会連合会、沖縄県対米請求権事業協会等においてヒアリング調査を実施。
- ・ 嘉手納裁判で証言した(当時)沖縄総合事務局管財二課長補佐へのヒアリング調査。

入手資料：(第 1 回検討委員会で配付)

県の提供資料

嘉手納裁判判決書綴

旧日本軍接収用地調査報告書(昭和 53 年県調査報告書)

沖縄戦研究(全 2 巻、沖縄県教育委員会)

空から見た沖縄戦(沖縄県教育委員会)

アメリカの沖縄統治関係法規総覧(全 5 冊)

土地連 30 年のあゆみ(全 3 冊)

戦争・戦後補償裁判一覧表

新規資料の収集・整理

第 1 次 東京出張調査

調査期間：
平成 15 年
8 月 6 日～
8 月 8 日

調査内容：

- ・ 国立国会図書館、国立公文書館において資料収集。
- ・ 防衛庁防衛研究所図書館においてヒアリング調査及び資料収集。
- ・ 沖縄戦関係資料閲覧室(財団法人 日本学術協力財団)において資料収集。
- ・ 元沖縄総合事務局管財二課長・財務課長へのヒアリング調査。
- ・ 独立行政法人平和祈念事業特別基金においてヒアリング調査。
- ・ 国有財産管理調査センターにおいてヒアリング調査。

入手資料：(第 2 回検討委員会で配付)

阿波丸協定に関する梨木作太郎衆議院議員の質問に対する答弁案
請議の件

沖縄戦関係資料閲覧室資料

沖縄飛行場資料(昭和 19 年 9 月 1 日)

吉浜忍「公文備考にみる沖縄の海軍施設」(『史料編集室紀要 第 28 号』2003 年 3 月)

独立行政法人平和祈念事業特別基金より「慰労金(交付国債)の支給事務処理のフローチャート」、「平和祈念事業特別基金の贈呈事業の概要」、「事業案内」、「平和祈念展示資料館」資料を入手。

「財団法人 国有財産管理調査センターのご案内」、「基本方針策定以降に実施方針が策定・公表された PFI 事業(進捗状況別)(平成 15 年 7 月 7 日)」(<http://www8.cao.go.jp/pfi/project.pdf>)

財政制度等審議会「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」(平成 15 年 6 月 24 日) その参考資料として、「大口返還財産関係資料」(平成 15 年 6 月)

石垣出張調査

調査期間：
平成 15 年
9 月 19 日

調査内容：

- ・ 石垣市企画開発部企画調整室においてヒアリング調査を実施。
- ・ 大田静男氏（石垣市在地域史研究者）にヒアリング調査。
- ・ 石垣市市史編集課においてヒアリング調査。

入手資料：（第 2 回検討委員会で配付）

平得飛行場跡地の航空写真
部落常会における貯蓄奨励関係資料
白保飛行場の航空写真
瀬名波栄『太平洋戦争記録石垣島方面陸海軍作戦』（平成 8 年 5 月）
「第 32 軍陣中日誌（案）」

第 2 次 東京出張調査

調査期間：
平成 15 年
10 月 23 日～
10 月 24 日

調査内容：

- ・ 財務省財務総合政策研究所においてヒアリング調査。
- ・ 財務省理財局国債課においてヒアリング調査。
- ・ 財務省理財局国有財産審理課においてヒアリング調査。

入手資料：（第 3 回検討委員会で配付）

大東亜戦争割引国庫債券・大東亜戦争特別国庫債券・大東亜戦争
国庫債券の発行額等について
昭和十七～十九年度発行国債 起債方法別
昭和 47～49 年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額

宮古出張調査

調査期間：
平成 15 年
10 月 30 日～
10 月 31 日

調査内容：

- ・ 平良市総務部企画室においてヒアリング調査。
- ・ 平良市元農業委員会職員にヒアリング調査。

入手資料：（第 3 回検討委員会で配付）

宮古飛行場の航空写真
「宮古島航空基地海軍施設用地調書並びに全代金支払方に関する
件」（写し）
来間泰男「旧日本軍接收用地問題 - 宮古・石垣島の場合」（『沖縄
タイムス』1978 年 1 月 10 日～）

沖縄本島における収集資料及び補足調査

調査期間：
平成15年6月9日～
平成16年1月

調査内容：

- ・ 沖縄県公文書館や沖縄県立図書館郷土資料室に資料提供を依頼し、旧軍飛行場に関する資料を収集。
- ・ 昭和19年10月10日空爆以後の行政実務の実態について、北谷町に問い合わせ。
- ・ 衆議院予算委員会に提出した「沖縄における旧軍買収地について」に関する通牒等7件の資料について、沖縄総合事務局へ提供依頼。
- ・ 沖縄県基地対策室からUSCAR文書等の資料を入手。

入手資料：(入手後の検討委員会で配付)

旧軍飛行場用地の接收当時(昭和18年、19年)の状況に関する「県史・市町村史」の該当箇所。

北谷町の聞き取り結果及び『北谷町史編集資料第2巻 北谷町民の戦時体験記録集第1集』の中に編集されている元北谷村役場職員の証言。

「沖縄における旧軍買収地について」で記載された通牒等7件に対する沖縄総合事務局の回答。(資料が見つからない旨の回答)

県提供資料：旧軍飛行場用地関係資料の取りまとめ報告(沖縄県公文書館におけるUSCAR文書等)

平得飛行場の「土地代金支払調書」及び「旧日本軍が接收した土地に関する資料(石垣市)」

資料整理 (巻末「旧軍飛行場用地問題・収集資料一覧表」参照)

4. 出張調査の経緯と報告

本委託業務に関する新規資料や情報を収集・整理するために、東京2回、宮古・八重山各1回の出張調査を行った。以下、出張調査を実施した経緯と調査結果をまとめる。

(1) 第1次 東京出張調査(平成15年8月6日～8月8日)

国内の旧軍飛行場関係の資料を保存している可能性がある、国立国会図書館、国立公文書館、防衛庁防衛研究所図書館、沖縄戦関係資料閲覧室で資料の存否を確認し、収集した。また、他の戦後補償の事例に関し、独立行政法人平和祈念事業特別基金、国有財産管理調査センターにおいて、事業実施に伴う資料の収集やヒアリング調査を実施した。

国立国会図書館

国立国会図書館のホームページ検索を事前に実施し、「旧軍」「飛行場」「通牒」「国有財産」等の刊行されている図書の収集を終えた上で、ホームページで検索できない琉球列島米国民

政府関係の資料を収蔵している憲政資料室にて、担当者から次のレファレンスサービス¹を受けた。

〔琉球列島米国民政府関係資料の公開について〕

レファレンス担当者によると、以前から国会図書館が収蔵していた沖縄関係の資料を集めたものがある。この資料一覧の中に「高等弁務官に対する諮問委員会文書」があるが、これは、昭和43年（1968年）から沖縄返還に向けて本土と沖縄の一体化のために設置した諮問委員会に関する文章であり、挙げられている47項目の中に土地接收に関するものはない。

沖縄県公文書館との共同プロジェクトで収集した資料は、昭和20年（1945年）の米軍侵入によって沖縄からワシントンの米国公文書館に持ち出され、その後、米国の情報公開法（25年または30年、軍事関係は30年）に基づき昭和51年（1976年）に日本に返還された資料である。GHQ本体の資料は平成4年（1992年）に収集を終了したが、琉球列島米国民政府（USCAR）資料はまだ公開の目処がたっていない。本土における貯蓄通牒に関するGHQ文書は平成16年（2004年）10月に公開予定であるが、整理が終わっていないので公開はできない。しかし、その中にも浦添・西原の旧軍飛行場に関する土地諮問委員会議事録はなかった。

〔憲政資料室閲覧室において〕

地域に関するものとして分類されているGHQ/SCAP資料（連合国最高司令官総司令部文書）の中から旧軍飛行場用地問題の関係資料はなかった。

〔科学技術経済情報室において〕

旧軍飛行場用地の接收に関わる資料についてのレファレンスを受け、担当者の勧めで同室収蔵の閣議決定目録を検索したが旧軍飛行場用地に関する資料はなかった。

国立公文書館

国立公文書館のホームページでキーワード検索をした資料目録を基に公文書館のレファレンス係りから公文書の分類や資料請求の仕方、マイクロフィルム化された公文書のプリントアウトの仕方の指導を受けた。

〔公開〕に分類された公文書を検索したが旧軍飛行場用地問題に直接的に関連する資料はなかった。

¹ レファレンスサービスの訳語として「情報サービス」や「参考事務」、「参考業務」等が用いられているが、より正確には、情報を求めている個々の利用者に対して、専門性を有した図書館員が職務上の責任において人的援助を提供することである。ただし、図書館の目的（機能）や歴史的な文脈によって、サービス内容は異なる。

防衛庁防衛研究所図書館

防衛庁防衛研究所図書館において資料室調査員にヒアリング調査を実施した。同調査員によれば、陸軍の場合、昭和18年、19年、20年の土地買収に関する書類は日常事務処理のため手元に保管していた。敗戦に伴い米軍が上陸してきたのでその情報の漏洩を避けるために焼却が容易な手元にあった書類を処分した。海軍の資料についても陸軍と同じ理由で昭和13年(1938年)以降がない。

一方、戦時中の土地接收については、昭和20年(1945年)6月に強制土地収容を規定した軍事特別法ができた。しかし、その頃は沖縄戦の末期であり、この規定に基づく沖縄の土地収用は実施されていない。故に、内務省との関係において軍が強権を持っていたわけではない。また、旧軍飛行場用地問題の直接的な資料は沖縄に限らず本土においても焼却されている。

防衛研究所図書館において、吉浜委員が事前に収集した「各省庁が保有する『沖縄戦に関する資料』一覧」から再度、必要資料を確認し、防衛研究所図書館の担当職員から、レファレンスを受けた。嘉手納飛行場の図面等、旧軍飛行場用地問題に関連する資料を入手した。

沖縄戦関係資料閲覧室

沖縄戦関係資料閲覧室において同閲覧室のレファレンス係りは事前調査で伝えたテーマに関連すると思われる薄冊の目録を作成し、提供してくれた。この目録と同閲覧室の資料目録並びに「各省庁が保有する『沖縄戦に関する資料』一覧」を参照し、必要資料を抽出して収集した。

独立行政法人平和祈念事業特別基金

独立行政法人平和祈念事業特別基金総務部経理課においてヒアリング調査を実施し、次の成果を得た。

同基金は、昭和63年(1988年)7月「平和祈念事業特別基金等に関する法律」に基づく総務省所管の認可法人で、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等関係者の戦争犠牲による苦労について、国民の理解と慰籍の念を示すための事業を行っている。

主な事業としては、1)恩給欠格者の方々への慰労品等の贈呈事業、2)引揚者の方々への書状の贈呈事業、3)戦後強制抑留中死亡された方の遺族の方々への慰労品等の贈呈事業、4)平和祈念展示資料館の開設事業、5)慰霊事業等に対する助成事業、6)出版物・関係図書等作成及び配付等である。

資本金は400億円(全額政府出資)であるが、長期国債等での運用益は10億円程度の利息しかなく、補助金で運営している。平成15年10月からは交付金が支給されることになっている。

戦後強制抑留者(シベリア抑留者等)で恩給等を受給していない者(遺族を含む)の対象者28万4千人に対しては、慰労金10万円の交付国債を支給している。(うち請求件数18万7千件)

恩給欠格者 253 万人（うち請求件数 45 万 7 千件）に対しては、銀杯、書状、慰労品等を贈呈している。

引揚者 206 万人（引揚者特別交付金の支給を受けた者 125 万人のうち請求件数 6 万 6 千件）に対し、書状を贈呈している。

平和祈念展示資料館を設立し、常設館として一般公開（月曜日休館）している。

元沖縄総合事務局管財二課長・財務課長へのヒアリング調査

（問）八重山等の場合土地代金の 5 分の 4 しかもらっていない。5 分の 1 は、実際はもらっていないのではないか。

通牒を起案した田中少尉は、「早期支払を目指した措置であり、代金全額を村当局に渡して、通牒に従い、容易に登記できるものは 5 分の 4 を直ちに、また、登記完了後に残り 5 分の 1 の支払を依頼したが、村の裁量で最初から全額を支払ってもらっても構わない、と指導した。」と語っていた。

もし、5 分の 1 が村から渡っていないとすれば、国債を買った部分は、不渡りになっており、もらっていない人がいるかもしれない。

北谷村の副収入役が、戦後も、渡し切れなかった現金をもっていたと言う話もあるようだ。しかし、一部の人が貰わなかったにせよ、それが誰かを調べることは今では困難であろうし、また一部の問題を全体に広げて、全体に補償せよというのも無理がある。

八重山においては、（経済命令第 4 号によって）戦後の軍政官による土地の売戻しが行われた。しかし誰もができたわけではない。一定規模以下の資産所有者に対して売戻しを認めた。3 割弱が実行された。従って旧地主間に差が生じた。経済命令第 4 号を実施するために民政府農務課から発出された文書（新聞記事から内容を承知しただけで、原文未見）によると、売り戻しの代金に使うことが出来たのは、凍結された強制貯金である。従って、戦後、凍結された強制貯金を特定者についてのみ解除するという不公平な取り扱いを（日本政府に代わって権限を行使した）米国が行ったのであり、それに関して公平措置を日本政府が（戦後未処理事案として）取り上げる余地があるのではと思う。

（問）地主会から、戦後処理としての個人補償や基金として全体の旧地主の福祉事業等を実施するという要望がでてきていることについて

個人補償は、技術的にも補償額を出し難く、措置が困難と思う。それに比べれば、特定地域の公共団体などに、何らかの名目をつけて金を出す方が容易だと思う。

戦後、旧軍が買収した国有地について、旧地主から強制接収だとして返還訴訟を起こされた例が多い。私自身も、戦後 10 年程経て起こされた神戸の鳴尾航空基地返還要求訴訟に被告国側の代理人として関与したことがある。大体において、既に登記が国名義の買収地で国側が敗訴した例はなかったと思う。

逆に、戦争末期に本土決戦に備えて早急に買収手続きを進めたが、登記は間に合わず、

地主名義のままになっているというケースについては、国有財産の適正な管理上、国側に名義変更せよと要求し、地主が応じなければ、訴訟で国側の所有権確認と国への移転登記の請求をすることにした。一般的に会計検査院に保管されていた買収拳証資料も、その目的で利用され、買収資料があるのに放置することはなかった。

(会計検査院において、沖縄関係の資料は見つかっていない。)

ただ、国側から起こす訴訟については、訴訟技術の問題もあり、何がなんでも訴訟に訴えるのではなく、買収拳証資料が十分揃っているもの(甲分類)は訴訟提起、買収拳証資料が皆無のもの(丙分類)は、法務省側(法務局)の訴訟担当検事と相談して処理を打ち切り、買収拳証資料が不十分なものは(乙分類)は引き続き資料収集に努めるとともに、法務省側に相談し、訴訟提起した場合に訴訟維持が可能かどうかを判断して処理を決めることとされていた。従って、戦後になって国側から地主相手に訴訟を起こして勝訴し、所有権名義を国にしたものがある。これらについて、買収手続きの不備とか、買収代金の凍結(国債等による支払)とか、不用になった時の地主への返還約束などの主張は、ほとんど認められていない。(不用になったら地主へ返還するという約束が認められて、最高裁で国側が敗訴したケースもあるが、それは、地主が弁護士を入れて個別の返還特約をつけた契約書を軍側と取交わした特殊の事例である。)

こうした本土での先例からすると、買収契約の不備を理由とする地主への補償要求は、極めて難しいと思われる。本土の場合と違う理由が必要であろう。

会計検査院の現地調査では、旧陸軍における臨時軍事費の支払いは、鹿児島銀行 同銀行那覇支店 第32軍経理部の指示により 村役場、また、旧海軍については、日銀福岡支店 佐世保鎮守府 軍艦で現地へ送付という経路で行われた。

(問)嘉手納中飛行場の場合、滑走路だけでなく飛行機を収納するエプロン部分や進入道路、延長道路、避難壕が多数見られたことについて

当時の国の調査では、滑走路だけが買い上げられた。それ以外は借り上げられた。それを昭和19年(1944年)の終わり頃は補償費として支払っている。

(問)戦後処理事案としての解決案について

戦後、米国の占領後問題があった。不公平な扱いがあった。八重山の旧軍飛行場用地の売り戻し、本来なら国有地であるはずの西原、浦添等は管理解除で返還され個人の所有となった。この特殊な部分に対する不公平感が生じた。また、国債・郵便貯金で物資の購入が出来ず、不当な扱いがまかり通った。等は理由になるかもしれない。

国有財産管理調査センター

国有財産管理調査センターにおいて調査部主任研究員にヒアリング調査を実施した。同センターは、主として国からの委託を受けた国有財産の管理と国有地などの有効活用に関する調査・研究を行うほか、それ以外の国有財産の維持・管理に関する受託業務を行っている。

同主任研究員によれば国有地は、広く国民全体の財産として社会的要請に応えるために、

広く公用・公共用に有効活用され、しかも国有地の性格にあった公的利用を考えて行くことが必要である。

また、同センターでは、未利用国有地の暫定的な利用および将来計画を踏まえた有効活用方策を検討するために、「国有地の有効活用による公的施設等の設置事例の研究」の調査を長年にわたって行い、収集している。

なお、「沖縄県における旧軍飛行場用地問題」を戦後処理事案として位置づける場合、旧軍財産の跡地利用の有効活用は処理方策の参考資料と成りうるのではないかと検討のために調査を行った。質疑の内容は以下のとおりである。

(問) 同センターの実際の業務やPFI²の利用状況並びに国有財産の今後の方向について昭和48年(1973年)から昭和57(1982年)にかけて、米軍提供の大規模国有地11跡地が返還された。これらの大口返還財産については、大蔵大臣から国有財産中央審議会に諮問され、「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」(昭和51年6月21日答申)いわゆる三分割答申がなされた。それは、利用区分で、地元地方公共団体等が三分の一、国、政府関係が三分の一、当分の間処分を留保するが三分の一となった。処分留保地は、将来の需要に備えるため利用計画を短期的に決めることは適当でないとして、長期的にみて有効な活用に資するためと考えた。その後、「大口返還財産の保留地の取扱いについて」(昭和62年6月12日答申)で保留地答申がなされた。引き続きできる限り保留し、保留地は公用、公共用に充てる場合は例外的に利用が認められた。「原則留保、例外公用・公共用利用」となった。その結果、平成15年(2003年)3月末までに、保留地全体の40%、269%が公用・公共用に利用されたが、なお、保留地全体の60%、397%が引き続き未利用となっている。「保留地答申」から16年が経過したが、保留地を巡る事情は大きく変化した。すなわち、バブル崩壊による地価の大幅な下落と保留地周辺の市街化が急速に進展し、結果的に都市形成を阻害している。関係地方公共団体の財政事情の悪化で地域開発の動きが停滞している。

財政制度等審議会国有財産分科会は、このような認識の下に同分科会に設置された不動産部会において、保留地の今後の取扱いについて検討を行った。「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に基づいて、利用計画を公的主体において策定される必要があること及び利用計画が具体化するまでの間、保留地の管理方法など具体的に定める必要があるとしている。(「大口返還財産の保留地の今後の取扱いについて」平成15年6月24日財政制度審議会答申)

- ・ 利用計画の具体化は、おおむね5年で都市計画等を策定させる。
- ・ 暫定利用の具体的方法は、住宅展示場 駐車場・駐輪場 家庭菜園等
- ・ 民間利用については、定期借地権を認める(10年程度)

² PFI: Private Finance Initiative 公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的で質の高い公共サービスの提供を図る事業手法のこと。

国公有財産のPFI事業への活用の事例（平成15年6月27日現在）

- ・国の事業 23件（主として宿舎、合同庁舎、研究センター、立体駐車場）
- ・地方公共団体の事業 81件（公共施設、公益施設等多岐にわたっている。）

そのうち 癒やし系、福祉施設系の施設として、 とがやま温泉施設整備事業、
崎山地区屋内温水プール等の整備運営事業、 杉並区新型ケアハウス整備事業、 長
岡市高齢者センター整備、運営、維持管理事業等がある。

そのほか民間、個人に払い下げの場合は、 公用・公共用としての利活用の価値がな
くなった場合、 物納財産(5千～1万件)で原則時価売払い。

（2）石垣出張調査（平成15年9月19日）

石垣における旧軍飛行場用地の接收状況に関する資料の収集のため、 石垣市企画開発部
企画調整室、 石垣市在住の地域史研究者、 石垣市市史編集課においてヒアリング調査を
実施した。

石垣市企画開発部企画調整室

石垣市企画開発部企画調整室は、今後、現石垣空港（旧海軍飛行場）の跡地利用の基本構
想を策定する予定である。同室から次の調査結果を得た。

旧軍飛行場の売買に関する資料では、代金を受け取ったか、否か、曖昧になっている。
旧海軍飛行場（現石垣空港）の跡地利用計画（「郷土文化いこいの森」石垣市空港跡地
利用基本構想（昭和60年3月））は構想からかなりの年月が経過し、構想に盛り込ん
だハードについては、他の地区に整備済みとなっており、この構想は使えない。

現在、新構想を策定中であり、空港に隣接する平得、真栄里、大浜地区において地
域懇談会等のワークショップを開催するなど、一般公募において、アイデアコンペ
により新構想の策定に向けて取り組んでいる。

旧陸軍飛行場（白保飛行場）跡地は現在、財務省管理にあり、普通財産として（農地
として）貸付が行われている。

現空港（平得飛行場）の周辺に未利用地はあるが大きな面積ではない。

石垣市在住の地域史研究者（大田静男氏）

『八重山の戦争』（南山舎）を執筆した大田静男氏（地域史研究者）から石垣の旧軍飛行場
問題に関する接收時期、接收の背景、それに伴う国債（証書）等についてヒアリング調査を
行い、次の成果を得た。

白保飛行場の民間資料は県史に記されている以上のものはない。今後発掘されるのは
難しい。

土地代の国債分の8割（2割は現金）について払い戻された話は聞いたことがない。

(問) 国債・債券については「戦時報国債券」「大東亜戦争特別国庫債券」等諸種の国債・債
券があるが。

国債は実際見たことはない。白保の国債がどれを指すか知らない。国債は国から各都道府県、町村、部落会に割り当てられ、常会で目標をたて住民に購入を強制している。白保の飛行場用地の支払いが国債で支払われた可能性はある。

常会の決議事項にも各記念日、生年祝い、お祝い事があると郵便貯金や国債の購入などが指示されている。

軍による土地代金支払いは、石垣町、大浜村、竹富村は行政が違うため行政文書は当然違う。

土地代金を個別に支払ったのかどうかは知らない。大浜村の資料は見たことがない。船浮要塞と白保飛行場の土地買収時期については年代が違い、また、海軍、陸軍と管轄も違うが、船浮要塞は築城本部から電報為替で竹富村長宛送付され、村長が地主へ2～3割支払い、残りは国債を購入させられたという。白保も同様と思われる。

白保の売却された郵便貯金は個人に一部支払われたと思う。

土地を陸軍省が19年(1944年)6月10日に売買したと登記簿にあるが、本格的に飛行場建設工事が始まるのがその翌日からである。しかし買収以前から準備工事はすすめられている。また、昭和19年(1944年)10月11日付で、球1616部隊経理部長から大浜村長宛の「土地代金の支払いに関する件通牒」で、総額の約5分の4を前払い金にするという文書が出されている。10・10空襲の翌日であり県都が灰燼^{かいじん}に帰すなかで軍が急遽指示したと思われる。軍の強権がなければ出来ない。

(問) 平得で売買の金額が坪当たり土地代金の3倍ほどで相当高かったという話を聞いたことはないか。

わからない。白保もそうであったかは知らない。ただ、平得も白保も飛行場に接收された土地は当時一級農地であることは確かだ。軍が白保と平得、船浮要塞の土地を一律な方法で処理したとは思えない。

昭和20年(1945年)5月3日大舩八重山支庁長が爆死し、八重山は無政府状態となったが、その後自治会をつくり、昭和21年(1946年)1月支庁を復活させた。マラリアの猖獗^{しょうけつ}と経済状態が悪化し、食糧問題解決のため、牧場や町村の土地を払いさげた。

昭和21年(1946年)3月8日付『海南時報』「飛行場を農地へ解放」の記事に八重山支庁経済部農務課では平喜名、白保飛行場の全部、平得軍飛行場は誘導路の全部を食糧増産に寄与する目的で米軍の認可を得て貸し付けるので申し付けてくださいとある。

戦後混乱する社会のなかで、広報は難しく、ほとんどの人が知らない状態であったようだ。白保飛行場も貸し付け対象となっている。白保飛行場は畑として使用するには厳しく、土地を売却した人が売却した土地を耕作することはほとんどなく引き揚げ者や貧困者が耕作した。

³ 猖獗：悪病など悪いことがはびこること。

(問) 飛行場に土地を売却した人たちに村が代替地を斡旋したということを聞いたことがないか。

聞いていない。どこが、なぜ斡旋しなければならないのか。疑問である。

石垣市市史編集課

石垣市史編集課において、国債や郵便貯金に関する証言で県史に収録されているものについて、次の調査結果を得た。

県史や石垣市史(4冊)の中に証言がある。地籍図がある。

(問) 土地代は、2割が現金、8割が国債であったのか。

調査したことがないので分からない。

取得に関する代金(国債)の証書の資料は保存していない。

土地代金に関する証言は、石垣市の戦時体験記録にはない。

平得飛行場や白保飛行場について調査する体制を取っていない。

石垣市における戦争の状況や国債・郵便貯金証言を調べるには、石垣市が発行した『戦時体験記録』を調べるのが基本である。ただし、それは4冊出ているのだが、証言を網羅しているというわけではない。

(問) 郵便貯金や国債を持っている人はいるのか。

郵便貯金や国債の保持者がいるのか否か分からない。

旧軍飛行場用地問題に関する新しい資料が出てくるとは思えない。

(3) 第2次 東京出張調査(平成15年10月23日~10月24日)

財務省関連の調査として、財務省財務総合政策研究所、財務省理財局国債課、財務省理財局国有財産審理課において、国債、債券の日本全体と沖縄での発行・処理の状況の差異に留意しながら、昭和18年、19年の国債、債券の発行とその後の処理について調査した。また、財政史からみた沖縄県の復帰前、復帰後の国債、債券、銀行定期預金等の発行と処理について調査を実施した。

財務省財務総合政策研究所

財務省財務総合政策研究所システム部長にヒアリング調査を実施し、次の結果を得た。

研究対象が日本全体の財政史であるため、特定地域(地方公共団体)別の資料を捜すことは難しい。

財務省理財局国債課

財務省理財局国債課国債調査官にヒアリング調査を実施し、昭和18年~19年の国債、債券の発行とその後の処理について、次の成果を得た。

入手資料により、昭和18年、19年の銘柄と年度ごとの発行額は特定。

沖縄の飛行場に関する特定の国債はない。

国債について、沖縄のために、または、沖縄という地域に限定して特別に発行されたか否か、分からない。

国債券はほとんどが無記名債券であり、持ってきた人に対して換金される流動性があるものである。よって、個人がどのくらい国債を保有しているのか、分からない。

沖縄の場合、全銘柄の国債について復帰した昭和47年5月15日から2カ年間に償還措置がとられた。(昭和49年5月15日以降、時効成立。本文末添付資料 参照。) 様々な種類があるが、通常、国債の利回りは10年で3.5%。割引国債の場合、昭和16年で発行して27年に換金した場合、例えば、7円で購入して10円で換金される。

国債の換金において物価の変動は考慮しない。

繰り上げは千円未満のものと銘柄によるものがあった。

戦後の復帰前においても沖縄から本土に出向いて行って換金できたが、国債が換金された内で沖縄分は分からない。

日本全体の国債発行額から沖縄分を推定するには人口割り等が想定されるが、それでは根拠に乏しいので国債課としては推定できない。

財務省理財局国有財産審理課

財務省理財局国有財産審理課は、国の旧軍飛行場用地問題に関する国有財産の管理、処分の窓口であり、国が有する同問題についての全ての情報が集約される。同課において、次の成果を得た。

戦後処理事案として位置づけられた旧軍飛行場用地問題に関して、国有地については行政財産から普通財産になれば財務省で対応する。

(問) 普通財産は場合によっては早期に処分するのが筋ではないのか。

どういう財産のことを言っているのか分からないが、普通財産は行政目的や庁舎で使われているわけではないので、国の処理すべき債務の方に入れていくという形で総合事務局の入札等で処分されているものであれば、それはまさに普通財産である。旧軍のその部分も米軍から基地が返ってきて防衛施設庁から返還されれば、それは普通財産という取扱になる。そういう部分については、なんらかの形で処分をしていく。財務省が所有を継続していく大きな理由はないので、例えば、学校だとか、そういう公用・公共用で使ってもらう。それ以外の場合、入札という形で第三者に、一般の方にも購入してもらおう。

(問) 普通財産であるが、現在、農地として使われているものについて

手段として、農地については農水省への所管換えをして処分することは可能である。ただし、具体的な事例について全て承知しているわけではないので分からない。方法としてはある。沖縄県に限らず農地は所管替えして農水省の方で耕作者等に処分ということがあったと思う。

(問) 沖縄の場合、宮古・八重山あたりはほとんど農地所管換えしてある。

農地所管換えの上、現耕作者に売り払うということになると思う。現耕作者が基本である。農地として耕作しているという実態で農地所管換えが逆に許されるわけである。

(問) 今後、国有財産の普通財産を沖縄県が公共で使うために購入するというかたちの申請は、手続き的には財務省理財局国有財産審理課の了解を得て中央審議会等でやるのか。金額と面積によって権限部分が決まっている。例えば、単独で沖縄総合事務局、出先でできる部分と、あるいは出張所でできる金額、面積が決まっている。その部分であればそこで判断できるし、そうでなければ段々と本省に近くなって行って、場合によっては、本省でも交付依頼審議会だとか、なんだかの審議会にかけた上で処分をするということになる。

(問) 一般的事例としては、総合事務局財務部から国有財産審理課にあがって、こういう問題があるが、これはこれで良いのか、ということがあって、なおかつ沖縄の地方審議会にかけるとはではないか。

基本的にそれぞれの権限の部分の中でできる。その中で、公用・公共用という部分であった時にも実際には面積だとか評価額等で、ある程度、高額になるものについては現場ではできないので、本省に上げてくるとか、あるいは中央審議会等で答申をもらってやるということが、当然、事務方としてはやらなければならないことである。

(問) 旧軍飛行場についての資料等が沖縄総合事務局財務部から上がってきているのか。

財務省審理課には普通財産的なもので処分をすると決まった段階であがってくるということになっている。現在、すぐ情報が集まるという段階ではない。ほとんどの業務は沖縄総合事務局でやられている。

(問) 沖縄県内の一部の地主会が個人補償を求めているが、どのように認識しているのか。

嘉手納裁判は訴訟人も多かったし判決も最高裁までいったが、納得をしていないのか。

(問) 納得されていない人もいる。

普通ならば最高裁までいけば白黒がつく。大勢の人々が最高裁に至る過程で主張し、原告側が負けたのだが、その結果と個人補償という部分は相容れない部分が出てくると思う。

(問) 所有権問題は一応敗訴したが、地代はもらっていないと言う人がいる。

裁判で判決が出ているにもかかわらず、個人補償が提起されていること自体、わかりにくい部分ではある。

(問) 沖縄振興計画が作られる時、今の旧軍飛行場用地問題について審理課まで話しがきているのか。

沖縄振興計画の中身に盛り込まれた内容については承知している。

具体的に計画が提示された段階で財務省として対応を検討したい。

(4) 宮古出張調査(平成15年10月30日～10月31日)

宮古における旧日本軍飛行場用地の接收状況とそれに関する資料収集のため、平良市総務部企画室、平良市元農業委員会職員に対してヒアリング調査を実施した。

平良市総務部企画室

平良市総務部企画室長から次の成果を得た。

通称、下地飛行場と洲鎌飛行場は西飛行場であり、上野野原飛行場が中飛行場である。飛行場の東側の鏡原小中学校の隣に七原という集落をつくった。また、西側に腰原とクイズを追われた人が集落を作った。

上野村と下地町は旧地主と耕作者がほとんど同じ。平良市は別である。

現宮古空港を作る場合、畑や御嶽を残す形で整備した。

字よりも親族の御嶽がほとんどなのでその土地の関係者がいる。

平良海軍飛行場内に市有地はない。

県が戦後土地調査を実施したが、宮古においては、戦前の地籍図が残っていた。現在は、地籍が全て合筆され、合筆された地番で管理されている。

平良海軍飛行場については旧地主と現耕作者が別々だったので払い下げができなかった。

上野村と下地町についてはそれが同じだったので売り払いができた。

当時は3地主会で一緒に動いていたが、平良と上野・下地では状況が違うということで、できるところからやっていくということになった。

宮古の地主会は新たに出来た宮古病院用地の地主会が他の地主会とは別だと主張しているのもとまっていない。

国債や債券を持っている人についてはいろいろな情報がある。その記録については「53年の県の報告書」にすべて載っている。

(問) 2ヵ年間(昭和47年5月15日から昭和49年5月14日の間)の国債の払い戻し措置があったが。

そういう情報はなく、分からない。

平良市元農業委員会職員

宮古には3ヵ所の飛行場があり、平良海軍飛行場が最初に本格的に機動した。平良海軍飛行場の格納庫があちこちにあった。飛行場建設に住民が動員された。

飛行場建設のために七原集落は3ヵ所に集落移転された。

畑も接收され生活に支障があった。

復帰前は米国民政府が、復帰後は大蔵省が小作農をさせた。

小作農の権利は売買されているが、農業委員会にいるとき、これを耕作者と認めて良いのか議論があった。

小作権を買う場合、農業委員会を通して農地法3条で許可する。そして、国からの名義の変更の承諾をつけて農業委員会に申請し、そこで審査をし許可書を発行している。

農業委員会は3条の適格者の場合に耕作者と認める。また、国の借地は、個人同士で小作権の移転をおこなっても効力が生じない。

平良海軍飛行場における国債、債券は現金ではなく、郵便貯金（の強制貯金）で整理された。

国債、債券は持っている人がいると思われる。農業委員会に写しがあるはずである。

下地町と上野村は旧地主と耕作者がほとんど一致している。

平良市は旧地主と現耕作者が一致しているのが3割で、異なるのは7割である。そこで、旧地主と現耕作者の代表が5、6回の話し合いをし、県と現耕作者の名簿を作った。県はトラブルがないように地域でやってほしいと言ったが旧地主と現耕作者の問題は解決できなかった。（平良海軍飛行場用地）

現在の宮古空港（平良海軍飛行場跡）において、国有地だが、ターミナル等で拡張した部分について小作権があるということで、小作権を補償している。

(問)農地法に基づく払い下げについて

大蔵省から農林省に所管換えしている。坪あたり百円で売り払いされた。（原状回復の費用を含む）

農業委員会は、農地法からは現耕作者に小作権があるととらえており、旧地主に対しては、その見舞い等は戦後補償でやるべきものだから国に要求するようにとっている。

市も農地法では現耕作者に払い下げしかできないと考えている。

旧地主で代金を受け取ったか否かは分からない。

現金、国債、債券の比率については、ほとんど現金で支払われていないようである。国債についてもこれも全部償還されなかった。一部は償還したが、残りは自然消滅になったという人もいる。

(問)終戦当時から県の昭和53年の報告書の調査までは、旧地主は軍が接收したものは旧地主のものであるとして活動していたが、大蔵省の報告で正当な売買だったということになった。これを踏まえて宮古・八重山については、登記があるから本島と切り離して旧地主よりも現耕作者の方に、農地法に基づく処理で国から払い下げを行うという方針となったのか。

その通りである。国有地なので当事者間で合意されたということで現耕作者に払い下げを実施した。

下地町と上野村は払い下げが済んでいるが、旧平良海軍飛行場は払い下げていない。

昔は境界に目印の木（低木）があったので所有地が明確化できた。しかし、平良市（平良海軍飛行場）の場合は根っこも引き抜いて滑走路を作っている所以地籍も正確ではない。更に、地籍が不明確な理由として、旧地主が土地から離れて誰の土地かわからなくなり、その間に国が入って小作権を設定したということもある。

図面も地番をつけようがない。国が独自に測量した。

平良海軍飛行場の滑走路は旧軍が取得してから、その後、米軍、民間機も利用した。

国債、債券を現金に換えたという話は聞いていない。

中飛行場と西飛行場は、旧地主と耕作者が一致しているので、売買において農地法36条の問題はない。この関係の議会議事録は農業委員会にある。

現耕作者と旧地主の名簿は「旧海軍綴り」として整理したものが農業委員会にあるので特定できる。

旧地主と現耕作者が一致していないので平良海軍飛行場については払い下げができない。

5. 調査結果

今回の調査の目的は、冒頭で述べたように「旧軍飛行場用地問題調査検討委員会」の検討資料に供するために既存資料の整理と新しい資料の収集・調査であった。

調査から得られた要点を以下にまとめてみた。

国会図書館や国立公文書館、沖縄戦関係資料閲覧室においては、本県の旧軍飛行場設営や用地取得について、めざましい資料は発見されなかった。

沖縄県公文書館において、土地所有権確認に関する一部西原の飛行場の管理解除に関する地元とのやりとりの文書や宮古、八重山の旧軍飛行場用地の払い下げに関する陳情関係のUSCAR文書を入手し、翻訳した。

また、同公文書館が保管する資料の中から、平得飛行場の「土地代金支拂調書」を入手した。その中に土地代金の支払い内訳があった。

防衛庁防衛研究所図書館に保管されている資料は、主に、陸軍関係で昭和17年(1942年)、海軍関係で昭和12年(1937年)までであり、担当者の説明によると終戦間際に殆ど焼却処分され、土地買収に関する旧陸・海軍の資料はないとのことである。

なお、同図書館において、「沖縄飛行場資料(昭和19年9月1日)」として沖縄北飛行場、沖縄中飛行場、沖縄南飛行場、宮古島中飛行場、石垣島飛行場の計画要図と称する概略図を入手した。

独立行政法人平和祈念事業特別基金や国有財産管理センターにおいて、各々の事業概要や運営形態に関する資料を入手した。

沖縄県軍用地等地主会連合会は、昭和53年(1978年)の嘉手納裁判関係以降は旧軍飛行場用地問題に関与していない。それ以降の資料は保管していない。また、それ以前の土地諮問委員会の資料についても引き継いでいない。

嘉手納裁判で2回証言した(当時)沖縄総合事務局管財二課長補佐にヒアリングしたところ、国が調査した際に、同一人物の証言においても、現金と国債の比率が二転三転

した。また、嘉手納の登記簿は、32軍の経理部が移転した南風原の三角兵舎の津嘉山側入口近くにあったと言われていたことから、ブルドーザーで2日にわたって探したが見つからなかったとのこと。

元沖縄総合事務局管財二課長・財務課長にヒアリングしたところ、本土の先例からすると、買収契約の不備を理由とする地主への補償要求は極めて難しい。本土の場合と違う沖縄の特殊事情として、戦後、米国の占領後問題による不公平な扱いや国債・郵便貯金で物資の購入が出来なかった等の理由による戦後処理事案としての解決案が考えられるとのこと。

財務省関連部署で関連資料の収集と担当者へのヒアリング調査を行ったところ、理財局国債課において戦前の国債発行銘柄等に関する資料を入手した。

また、本県の場合、復帰時に特別な措置を設け、昭和47年(1972年)から2年間をかけて償還手続きが行われたことの説明を受けた。(2年間の時効完成後の支払いで、沖縄分約100万円余り12銘柄あった。本文末添付資料 参照)

その他、県内において、郵便貯金等に関する資料の収集、沖縄県教育委員会発刊の資料収集等を行った。また、宮古、石垣において市町村、地域史研究者等へのヒアリング調査を行った。その質疑内容は前項で述べたとおりである。

昭和53年4月17日、衆議院予算委員会に提出された「沖縄における旧軍買収地について」に記載されている土地買収地に関する旧陸・海軍の通牒等の7件は、確認することができなかった。

これらの収集・整理した資料は、検討委員会の開催の都度、各委員に提供した。